

教 育 委 員 会 会 議

日時 令和4年6月23日（木）

午後2時00分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 教育長の報告

報告第7号 令和4年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

3 議 事

議案第29号 さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第30号 さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第31号 さいたま市学校災害救済給付金審査委員会委員の委嘱について [非公開案件]

議案第32号 さいたま市立教育研究所運営委員会委員の委嘱及び任命について [非公開案件]

議案第33号 さいたま市社会教育委員の委嘱について [非公開案件]

議案第34号 さいたま市青少年宇宙科学館運営委員会委員の委嘱及び任命について [非公開案件]

議案第35号 うらわ美術館協議会委員の任命について [非公開案件]

議案第36号 さいたま市公民館運営審議会委員の委嘱について [非公開案件]

議案第37号 さいたま市立北図書館窓口等委託業務事業者選定委員会委員の委嘱及び任命について [非公開案件]

議案第38号 令和4年度教育委員会点検・評価報告書について

議案第39号 さいたま市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について

4 閉 会

議案第29号

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和4年6月23日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第1（第3条関係） (1) 教育職給料表(1)級別資格基準表 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">[略]</div> 備考 1 次の第1号に掲げる者に適用される学歴免許等欄の区分は、「大学卒」の区分とし、第2号に掲げる者に適用される同欄の区分は、「短大卒」の区分とする。 (1) 大学卒相当の者 ア [略] イ 教育職員免許法第 <u>16</u> 条に規定する教員資格認定試験に合格したことによる高等学校教諭の免許状又は特別支援学校の自立活動教諭の免許状の所有者 ウ～カ [略] (2) 短大卒相当の者 ア [略] イ 教育職員免許法第 <u>16</u> 条に規定する教員資格認定試験に合格したことによる小学校教諭の免許状の所有者 ウ～オ [略] 2・3 [略] (2)～(4) [略]	別表第1（第3条関係） (1) 教育職給料表(1)級別資格基準表 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">[略]</div> 備考 1 次の第1号に掲げる者に適用される学歴免許等欄の区分は、「大学卒」の区分とし、第2号に掲げる者に適用される同欄の区分は、「短大卒」の区分とする。 (1) 大学卒相当の者 ア [略] イ 教育職員免許法第 <u>16</u> 条の <u>2</u> に規定する教員資格認定試験に合格したことによる高等学校教諭の免許状又は特別支援学校の自立活動教諭の免許状の所有者 ウ～カ [略] (2) 短大卒相当の者 ア [略] イ 教育職員免許法第 <u>16</u> 条の <u>2</u> に規定する教員資格認定試験に合格したことによる小学校教諭の免許状の所有者 ウ～オ [略] 2・3 [略] (2)～(4) [略]

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について

提案理由

- ・教育職員免許法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

改正の概要

- ・法の一部改正に伴い、参照する条文を修正するもの。

(施行期日) 令和4年7月1日

議案第30号

さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和4年6月23日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立特別支援学校管理規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
学校名	部名	修業年限	定員数	入学資格	通学区域	学校名	部名	修業年限	定員数	入学資格	通学区域
さいたま市立ひまわり特別支援学校	小学部	[略]	66	[略]	[略]	さいたま市立ひまわり特別支援学校	小学部	[略]	66	[略]	[略]
	中学部	[略]		[略]							
	高等部	3年		中学部を卒業した者又はこれに準ずる者で肢体不自由であるもの又は知的障害であるもの							
さいたま市立さくら草特別支援学校	小学部	[略]	48	[略]	[略]	さいたま市立さくら草特別支援学校	小学部	[略]	48	[略]	[略]
	中学部	[略]		[略]							
	高等部	[略]		[略]							

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

提案理由

- ・さいたま市立ひまわり特別支援学校高等部に知的障害教育部門を設置するため、所要の改正を行うもの。

(施行期日) 令和5年4月1日

参考資料

さいたま市立特別支援学校管理規則（一部抜粋）

平成13年5月1日
教育委員会規則第21号

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、さいたま市立特別支援学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項に関し定めるものとする。

（名称等）

第2条 学校の名称、部、修業年限、定員数、入学資格及び通学区域は、別表のとおりとする。

（教育課程）

第3条 教育課程は、学習指導要領の基準、さいたま市特別支援学校教育課程編成要領、さいたま市小・中学校教育課程編成要領及び市教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定める基準により校長が定め、委員会に届け出なければならない。

（卒業の認定）

第4条 校長は、その学校における所定の各教科に属する科目及び特別活動を履修し、その成果が満足できるものと認められる者に対して、卒業の認定を行う。

2 前項の規定により認定された者に対して、校長は、卒業証書（別記様式）を授与しなければならない。

（各部の主事）

第5条 学校には、各部に主事を置くことができる。

2 主事は、校長の監督を受け、部に関する校務をつかさどる。

3 主事は、その部に属する主幹教諭又は教諭のうちから委員会が命ずる。

（職及び職務）

第6条 学校に次の表の左欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

栄養主査	上司の命を受け、困難な学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。
栄養主任	上司の命を受け、相当困難な学校給食の栄養に関する専門的事項を

	つかさどる。
栄養技師	上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。
事務主幹	上司の命を受け、特に困難な事務を掌理する。
事務主査	上司の命を受け、困難な事務をつかさどる。
事務主任	上司の命を受け、相当困難な事務をつかさどる。
事務主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
主任専門員	上司の命を受け、困難な学校給食の栄養に関する専門的事項又は困難な事務をつかさどる。
専門員	上司の命を受け、相当困難な学校給食の栄養に関する専門的事項又は相当困難な事務をつかさどる。
副参事 主幹 主査	上司の命を受け、看護又は養護に関する業務に従事し、所属の職員があるときは、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。
主任	上司の命を受け、看護又は養護に関する業務に従事する。
看護師	上司の命を受け、看護に関する業務に従事する。
養護師	上司の命を受け、養護に関する業務に従事する。
業務主査 業務主任 業務主事	上司の命を受け、業務に従事する。

2 前項に規定する業務主査、業務主任及び業務主事の業務は、養護に関する補助業務、給食調理業務、文書の集配及び浄書の業務、事務補助業務、学校施設管理業務、学校の環境整備業務等とする。

(準用規定)

第7条 さいたま市立小・中学校管理規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第14号）第2条、第3条、第5条から第8条まで、第10条から第16条まで、第18条から第22条まで、第24条から第40条まで及び第48条から第51条までの規定は、学校について準用する。この場合において、第20条第1項中「中学校」とあるのは、「中学部又は高等部」と読み替えるものとする。

2 さいたま市立高等学校通則（平成13年さいたま市教育委員会規則第19号。以下「通則」という。）第9条及び第24条の規定は、学校について準用する。

3 通則第10条、第12条第1項、第13条、第15条から第18条まで及び第25条の規定は、高

等部について準用する。

(学則の制定)

第8条 校長は、この規則に基づいて、学校の学則を制定するものとする。

2 前項の学則を制定し、又は変更する場合には、委員会の承認を受けるものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、委員会教育長が別に定める。

附 則 [略]

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

学校名	部名	修業年限	定員数	入学資格	通学区域
さいたま市立ひまわり特別支援学校	小学部	6年	66	学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学齢児童で肢体不自由であるもの	市内全域
	中学部	3年		学校教育法に規定する学齢生徒で肢体不自由であるもの	
	高等部	3年		中学部を卒業した者又はこれに準ずる者で肢体不自由であるもの	
さいたま市立さくら草特別支援学校	小学部	6年	48	学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学齢児童で肢体不自由であるもの	市内全域
	中学部	3年		学校教育法に規定する学齢生徒で肢体不自由であるもの	
	高等部	3年		中学部を卒業した者又はこれに準ずる者で肢体不自由であるもの	

別記様式(第4条関係)

[略]

議案第38号

令和4年度教育委員会の点検・評価報告書について

令和4年度における教育委員会の点検・評価報告書について、別紙のとおりとする。

令和4年6月23日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の点検・評価報告書を作成するものです。

なお、報告書は、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「さいたま市教育行政点検評価委員会」において意見を聴取し、市議会に提出するものです。

議案第39号

さいたま市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和4年6月23日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会会議傍聴人規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（傍聴の許可）</p> <p>第2条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、開会前までに、自己の住所、氏名その他委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める事項を告げて、教育長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 傍聴人の人数は、<u>会議の都度</u>、教育長が定める。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>前2項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者であって教育長が認める者は、会議を傍聴することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（傍聴できない者）</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。</p> <p>(1) 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(2) <u>危険物又は会議の妨害となると認められる器物を携帯している者</u></p> <p>(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">（禁止行為）</p> <p>第4条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>はちまき又は腕章の着用その他示威的行為をすること。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p>	<p style="text-align: center;">（傍聴の許可）</p> <p>第2条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、開会前までに、自己の住所、氏名その他委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める事項を告げて、教育長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 傍聴人の人数は、<u>傍聴席の状況により</u>、教育長が定める。</p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">（傍聴できない者）</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。</p> <p>(1) 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(2) 会議の妨害となると認められる器物を携帯している者</p> <p>(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">（禁止行為）</p> <p>第4条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p>

(7) 録音機、写真機、撮影機その他これらに類するものを持ち込み、使用すること（教育長の許可を得た場合を除く。）。

(8) [略]

(退場)

第5条 教育長は、傍聴人がこの規則に違反した場合は、その者に退場を命ずることができる。

2 教育長は、会議を非公開とするときは、すべての傍聴人を退場させるものとする。

3 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに、退場しなければならない。

(6) 許可なく録音機、写真機、撮影機その他これらに類するものを持ち込み、使用すること。

(7) [略]

(退場)

第5条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに、退場しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

教育委員会会議傍聴人への対応を明確化するため、さいたま市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正するものです。

なお、施行期日は公布の日です。

参考資料

さいたま市教育委員会会議傍聴人規則

平成13年5月1日

教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の許可)

第2条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、開会前までに、自己の住所、氏名その他委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める事項を告げて、教育長の許可を受けなければならない。

2 傍聴人の人数は、傍聴席の状況により、教育長が定める。

3 傍聴の許可は、先着順に行うものとする。

(傍聴できない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 会議の妨害となると認められる器物を携帯している者

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が傍聴を不相当と認める者

(禁止行為)

第4条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 私語、談話、拍手等を行うこと。

(3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。

(4) 飲食又は喫煙すること。

(5) 帽子をかぶること。

(6) 許可なく録音機、写真機、撮影機その他これらに類するものを持ち込み、使用すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(退場)

第5条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに、退場しなければならない。

(指示)

第6条 この規則に定めるもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、平成13年5月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日教委規則第4号）

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長が在職する間は、この規則による改正後のさいたま市教育委員会会議傍聴人規則の規定は適用せず、この規則による改正前のさいたま市教育委員会会議傍聴人規則の規定は、なおその効力を有する。

報告第7号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第2号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和4年6月23日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

令和4年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

臨 時 代 理 書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり市長に申出することを臨時代理する。

令和4年6月17日

さいたま市教育委員会
教育長 細田 真由美

記

令和4年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について（別紙）

別 紙

令和4年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

別表

歳入歳出予算補正

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		98,209,373	338,977	98,548,350
	7 保健体育費	6,375,987	338,977	6,714,964
歳出合計		98,209,373	338,977	98,548,350

補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳出

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		説 明
				特定財源	一般財源	
10 教育費	98,209,373	338,977	98,548,350	337,875	1,102	
7 保健体育費	6,375,987	338,977	6,714,964	337,875	1,102	
2 学校保健費	5,847,679	338,977	6,186,656	337,875	1,102	1 学校給食管理運営事業 338,977
歳 出 合 計	98,209,373	338,977	98,548,350	337,875	1,102	

提案理由

令和4年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）は、6月定例会に追加提出する、国の「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に伴い、質や量を保った給食の提供が確保されるよう、学校に対し、食材の物価高騰分を支援することについて、市長に申出するものです。

令和4年度6月補正予算（追加提出）

事務事業概要

事務事業名 学校給食管理運営事業		補正額	338,977
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/健康教育課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/7項 保健体育費/2目 学校保健費	予算書P. 13	
<事業の目的・内容> 安全で衛生的な学校給食を提供するため、学校給食室の施設・設備の維持管理 を適正に行うとともに、各学校における運営面の充実を図ります。		18款 国庫支出金	337,875
		- 一般財源	1,102
<補正の目的・内容> 国の「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に伴い、児童生徒に対する栄養バ ランスや量を保った学校給食の提供を確保するため、学校給食用食材の物価高騰 分の経費について、補正を行うものです。		補正前予算額	4,601,863
<主な事業> 1 学校給食用食材の物価高騰分に対する支援 338,977 児童生徒に対する栄養バランスや量を保った学校給食 の提供を確保するため、学校給食用食材の物価高騰分を 支払います。(対象施設：165施設)		[参考] 事業スケジュール ・令和4年8月～令和5年3月 対象施設への支払	